

役員退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人原子力研究バックエンド推進センターの役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、寄附行為第21条第1項の規程によって報酬を給されている役員に適用する。

2. 退職慰労金は、任期満了、辞任または死亡により退職した者に支給する。

(支給基準)

第3条 退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。

$$\frac{\text{報酬月額} \times 12}{18} \times \frac{120}{100} \times \text{在任期間}$$

2. 前項において、在任期間は1ケ年単位とする。ただし、在任期間に1年未満の端数が生じたときは、6ヶ月未満のときは0.5年とし、6ヶ月を超えるときは1年とする。

3. 役員が任期満了の日以前において、役員を異にする役員に選任されたときは、その前日に退職したものと見なす。

(端数計算)

第4条 支給基準の定めるところにより計算の結果、100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成13年6月25日から施行し、平成13年5月16日から適用する。
2. 役員が他の機関から出向し、または派遣されている場合であって、当該機関の退職金の支給の対象となる期間は、在任期間から差し引くものとする。
3. 役員退職金について（5達第2号）は廃止する。